

三条市農業委員会総会議事録

日 時 令和3年8月31日 午前9時30分

場 所 三条市役所 2階 大会議室

会議に付した議題

議第 1号 農用地利用集積計画の承認について

議第 2号 事業計画変更申請について

議第 3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

議第 4号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」の判断について

議第 5号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見について

報告事項 報第 1号 第1調査部会の調査結果報告について

報第 2号 農政対策部会の結果報告について

報第 3号 農用地利用集積計画（利用権設定）の解約通知について

報第 4号 農地潰廃通報について

報第 5号 作付変更届について

報第 6号 農地法第3条の3第1項の届出について

農業委員出席委員 18名

1番 山 倉 広 委員	2番 山 屋 和 徳 委員
3番 熊 倉 睦 委員	4番 栗 原 一 郎 委員
5番 馬 場 良 子 委員	6番 坂 井 浩 行 委員
8番 捧 幸 伸 委員	9番 佐 藤 秀 樹 委員
10番 野 崎 文 夫 委員	11番 岡 崎 洋 一 委員
12番 島 影 正 幸 委員	13番 清 野 秀 作 委員
14番 小 林 茂 宏 委員	15番 佐 藤 一 富 委員
16番 三 師 満 夫 委員	17番 佐 藤 裕 雄 委員
18番 田 邊 敦 子 委員	19番 廣 川 哲 也 委員

農業委員欠席委員 1名

7番 田 邊 稔 委員

推進委員出席委員 18名

飯 塚 栄三千 委員	井 上 利 弥 委員
大 口 伸 昭 委員	蒲 澤 利 嗣 委員
北 澤 正 之 委員	小 池 秀 一 委員
笹 岡 大 介 委員	高 山 弘 則 委員
長谷川 淨 二 委員	原 田 孝 一 委員
廣 川 久 一 委員	松 岡 博 一 委員
松 下 正 樹 委員	矢 代 誠 一 委員
山 谷 秀 昭 委員	吉 田 精 一 委員
吉 田 昇 委員	渡 辺 秀 人 委員

推進委員欠席委員 なし

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	阿 部 勝 峰
経 営 基 盤 係 係 長	上 林 裕 則
経 営 基 盤 係 主 任	長谷川 義 隆
経 営 基 盤 係 一 般 任 用 主 事	味 田 佐恵子

午前9時30分 開会及び開議

(午前9時30分 三條新聞社傍聴)

議長（野崎会長）

それでは、時間になりましたので、定例総会を開会いたします。

(挨拶 略)

これより会議に入ります。

最初に出席状況をお知らせいたします。農業委員定員19名のところ、現在員19名、出席18名、欠席1名で会議は成立いたします。

なお、議事録の署名委員につきましては、定めにより私から指名をいたします。

5番、馬場良子委員、15番、佐藤一富委員を指名いたしますので、よろしく願います。

議事に入りたいと思います。

議第1号『農用地利用集積計画の承認について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第1号『農用地利用集積計画の承認について』御説明いたします。

最初に、所有権移転に係る案件につきまして御説明いたします。

1ページを御覧願います。今月の申請は2件で、合計面積3,742平米であります。

なお、いずれも先ほど開催されました農地銀行運営委員会で、あっせん委員より報告をいただきました案件であります。

46 番及び 47 番は、川通西町地内の農地 1 筆、1,785 平米と尾崎地内の農地 1 筆 1,957 平米をあっせんにより、譲受人、譲渡人が相互の交換により取得するものであります。

続きまして、利用権設定に係る案件につきまして御説明いたします。

3 ページを御覧願います。今月の申請は、新規設定 6 件、面積 2 万 6,718 平米であります。

それでは、戻りまして 2 ページの 48 番から順に説明いたします。

なお、利用権を設定する者、受ける者、契約の種類、期間及び 10 アール当たり賃借料につきましては記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

48 番から 3 ページの 53 番までの 6 件は全て相対で、それぞれ新規に利用権設定をするものであります。

48 番は、飯田地内の農地 4 筆、4,239 平米。

49 番は、飯田地内の農地 5 筆、9,299 平米。

50 番は、飯田地内の農地 1 筆、1,865 平米。

51 番は、飯田地内の農地 2 筆、2,310 平米。

52 番は、栄荻島地内の農地 2 筆、1,859 平米。

53 番は、代官島地内の農地 11 筆、7,146 平米。

以上 6 件は相対で、新規にそれぞれ利用権設定するものであります。

以上で説明を終わります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入る前に、先日調査部会で調査をいただいておりますので、その結果を報告をお願いします。

第 1 調査部会長は、栗原代理の隣に着席を願います。

9 番、佐藤秀樹委員。

第 1 調査部会長（9 番佐藤秀樹委員）

それでは、第 1 調査部会の調査結果について御報告いたします。

第 1 調査部会は、8 月 25 日午前 9 時から厚生福祉会館第 2 集会室におきまして、部会員と野崎会長出席の下、会議を開催いたしました。事務局より日程説明、議案説明を受け、全案件について意見決定を経て、午前 11 時 20 分に閉会いたしました。

ただいま意見が求められております議第 1 号『農用地利用集積計画の承認について』は、所有権移転 2 件、新規設定 6 件、合計件数 8 件、面積 3 万 460 平米で、書類審査及び事務局から詳細説明を受け、いずれも農地の効率的利用、農作業に常時従事すると認められることなど、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしており、全件承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言をお願いします。

なお、委員の質問等の発言については、挙手をし、発言を求め、議長の許可を得てから発言をお願いいたします。

19 番、廣川委員。

19 番（廣川哲也委員）

19 番、廣川です。番号で 48 番から 51 番のこの 4 つの案件のことにつきまして、もう少し詳しく教えてください。

事務局（阿部事務局長）

48 番から 51 番までの利用権設定を受ける者についてですが、株式会社未来食品計画につきましては、平成 27 年 3 月に設立された農産物の生産、製造、販売、また農産物を原材料とする製品の製造及び加工を行う会社で、中之島に所在しております。設立当初の商号は株式会社アグリサポートでありまして、平成 29 年 9 月に株式会社未来食品計画に名称を変更しております。代表取締役は〇〇〇〇前農業委員さんで、経営収支計画によると、第一弾といたしましては、令和 3 年 10 月、ニンニクの作付約 1.4 ヘクタール、翌年には 2.4 ヘクタールに拡大することを想定しているとの届出が来ております。このような会社が第一弾として利用権設定をしたという案件でございます。

議長（野崎会長）

廣川委員さん、よろしいですか。

19 番（廣川哲也委員）

今回のように氏素性がはっきりした案件であれば、このように御説明を聞けば許可ができるんだろうなというふうに判断ができるんですが、氏素性がはっきりしない、もしくは悪意を持って農地を取得しようというような者に対してそれを許可していいのか、悪いのか。今現在では提出された書類を審査するのに、行政書士さんが作ってくる書類ですから、書類上間違いがあるところはないということになるんで、許可をしなければならぬというようなことになるんでしょうけれども、いわゆる地域の農業におけるほかの農業者との適切な役割分担の下、継続的、安定的に農業経営を行うと見込まれていることとか、こういうような条件がありますけれども、そういったことをどのような形で確認をするのかということが今問われていることじゃないかなというふうに思いますので、そのことを意見として申し上げます。

あと、これは解除条件付きの使用貸借でございますか。

事務局（阿部事務局長）

これは、解除条件つきではございません。

19 番（廣川哲也委員）

でも、よくなったんですか。平成 21 年ぐらいには使用貸借権付きの使用貸借というふうに聞いていたんですけど、最近法律でも変わったんなら別でしょうけど。

事務局（阿部事務局長）

農地所有適格法人として届出がありますので、解除条件つきではありません。

19 番（廣川哲也委員）

いきなりそれになれるんですか。ゼロから始めて適格法人になれる。

事務局（阿部事務局長）

はい。

19 番（廣川哲也委員）

はい、分かりました。

議長（野崎会長）

廣川委員さん、よろしいですか。

19 番（廣川哲也委員）

はい。

議長（野崎会長）

私の補足説明なんですけど、皆さん御存じのとおり、うちも法人を平成 19 年に立ち上げたわけでございます。農地は一切ゼロの取得でございました。確認したところ、定款にそのようにうたってあれば別に問題なしといったようなことで、それからこの利用権設定をし始めたわけでございます。といったようなことで、別に規約に違反しているわけでもございませし、会社の定款がそのようにうたってあれば全然問題なしと、そういうことでございますので、御理解願いたいと思います。

19 番（廣川哲也委員）

いや、今会長にそう言われると言わざるを得ないんですけども、そういうふう到现在までやってきた農業者が法人をつくってやる、氏素性の確かな方がやるということであれば別段何の問題もないかもしれないですけども、どこの誰だか分かんない法人が書類を作って出して農地を買う、農地を借りる。ちゃんと経営してもらえればいいんでしょうけれども、何年かたったらほかのものに化けていたなんていうことがないように心配する意味合いで申し上げているので、その点を話として理解していただかないと議論が前に進まないんじゃないかなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

議長（野崎会長）

私理解しているつもりなんですけど、たしか廣川委員さんもその当時、コロナアグリを立ち上げたときに選考委員にならなかったかと思います。私はその当時選考委員になりました。それで、コロナアグリの所有を全部確認したところ、別に問題ないということでは選考委員になったメンバーは全員一致して、コロナアグリとして農地を貸出ししてもいいんじゃないかという見解になりましたので、そういうことで今は農地法が変わったためにそれをしなくてもいいという話でございます。本来なら私の考えは、いわゆる農業委員がその会社、未来食品計画株式会社から来てもらって、事情聴取をして、それからやっところ着けるという形を取ればよろしいかと思うんですが、今の法律からいくとそこまでしなくてもいいという形でございますので、廣川さんは一生懸命本を見てられるかと思いますが、そこに盲点がありますので、どうかその本ばかりが信用する道

具でございませんので、どうか御理解願いたいと思います。私は決してこの未来食品計画というものに対してこだわりは持っておりませんので、どうか御理解お願いいたします。

ほかに御意見ございませんか。

御発言がないようですので、ただいまの調査部会長の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第2号『事業計画変更申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第2号『事業計画変更申請について』御説明いたします。

4ページを御覧願います。今月の申請は1件で、面積148平米であります。

9番は、新光町地内の農地1筆、148平米を売買により取得し、住宅1棟、駐車場2台の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円あります。場所につきましては、三条警察署北側550メートル付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

なお、本申請につきましては、議第3号の41番で農地法第5条の許可申請がなされております。

以上で説明を終わります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても、質疑の前に調査部会の調査結果を報告お願いいたします。

9番、佐藤秀樹委員。

第1調査部会長（9番佐藤秀樹委員）

議第2号『事業計画変更申請について』は、件数1件、面積148平米で、書類審査及び現地確認結果などの詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。

しばらくにして御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第2号につきま

しては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第3号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第3号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』御説明いたします。

6ページを御覧願います。今月の申請は8件で、合計面積9,301.72平米であります。

5ページをお願いします。

41番は、先ほど御審議をいただきました議第2号『事業計画変更申請について』の9番で御説明をさせていただいた内容と同じでございますので、説明は省略させていただきます。

42番は、上保内地内の農地2筆、230平米を売買により取得し、住宅1棟及び駐車場1台の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円あります。場所につきましては、J R信越本線保内駅東側160メートル付近で、300メートル以内に鉄道の駅があることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

43番は、上保内地内の農地2筆、231平米を売買により取得し、住宅1棟及び駐車場2台の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円あります。場所につきましては、J R信越本線保内駅東側180メートル付近で、300メートル以内に鉄道の駅があることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

44番は、下須頃地内の農地2筆、1,946平米を売買により取得し、既存雑種地84平米と一体利用し、共同住宅4棟及び駐車場31台の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円あります。場所につきましては、須頃保育所西側50メートル付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

45番は、一ツ屋敷新田地内の農地1筆、6.72平米を売買により取得し、通路ほか農用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円あります。場所につきましては、国道8号一ツ屋敷交差点西側410メートル付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

6ページをお願いします。46番は、荒沢地内の農地1筆、54平米を使用貸借権の設定により、サンワコムシスエンジニアリング株式会社が行う携帯電話用基地局新設工事に伴う資材置場、作業場の用地として許可の日から令和3年12月31日まで一時転用地として利用したいものです。場所につきましては、荒沢郵便局南側50メートル付近で、10へ

クータル以上の集団の農地であることから農用地区分は第1種農地と判断されますが、転用目的が一時転用で、他の土地での代替性がないことから、第1種農地の不許可の例外に該当するものと判断されます。

47番は、南中地内ほかの農地2筆、6,396平米を賃貸借権の設定により、砂利採取のため、令和3年9月20日から令和5年6月19日まで一時転用地として利用したいものです。場所につきましては、株式会社栃尾コロナ下田工場西側150メートル付近で、農振農用地区域内の農地でございます。

48番は、一部令和3年1月の総会におきまして、農振農用地区域からの除外についてやむを得ないものとして認めた案件であります。南中地内の農地2筆、290平米を賃貸借権の設定により、倉庫1棟及び事務所1棟の用地として利用したいものです。場所につきましては、株式会社栃尾コロナ下田工場北側270メートル付近で、住宅等が連なる区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

以上で説明は終わります。御審議のほどよろしくお願いします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても、質疑の前に調査部会の調査結果を報告お願いいたします。

9番、佐藤秀樹委員。

第1調査部会長（9番佐藤秀樹委員）

議第3号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』は、合計件数8件、面積9,301.72平米で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

なお、47番については30アールを超えることから、新潟県農業会議への諮問につきましては不要と判断しました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言をお願いします。

御発言がないようですので、お諮りをいたします。ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、47番は30アールを超えることから、新潟県農業会議へ諮問不必要となりますが、そのほかの案件は30アール以下であることから、全件許可とすることといたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第４号『耕作放棄地に係る農地法第２条第１項の「農地」の判断について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第４号『耕作放棄地に係る農地法第２条第１項の「農地」の判断について』御説明いたします。

７ページを御覧願います。今月の案件は２件で、合計面積１,８７７.３平米であります。

１番は、矢田地内の農地３筆、２９６.３平米について、耕作放棄により、周囲が山林等からの直接的な影響によって、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なため、非農地としたいとするものでございます。

２番は、牛ヶ首地内の農地４筆、１,５８１平米について、耕作放棄により、周囲が山林等からの直接的な影響によって、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なため、非農地としたいとするものでございます。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても、質疑の前に調査部会の調査結果報告を願います。

９番、佐藤秀樹委員。

第１調査部会長（９番佐藤秀樹委員）

議第４号『耕作放棄地に係る農地法第２条第１項の「農地」の判断について』は、合計件数２件、面積１,８７７.３平米で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、農地として継続して利用することができないと見込まれることから、農地法第２条第１項の「農地」に該当しないものとして、非農地と判断いたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願いたいと思います。

３番、熊倉委員。

３番（熊倉 睦委員）

３番、熊倉です。ちょっとお聞きしたいんですけど、この牛ヶ首、私の担当区域なんですけれど、これどの辺でしょう。それとも、これはスーパージャングルのところとまた違うところですね。

事務局（阿部事務局長）

失礼しました。スーパージャングルとは別なところで、外谷浄化センターの北側になります。

３番（熊倉 睦委員）

山の裏側。

事務局（阿部事務局長）

ちょっと地図を確認いただければと思いますが。

3 番（熊倉 睦委員）

私が見える範囲での場所とはちょっと違うところだなと思ったので、それで確認させていただいたということです。

（事務局から地図を提示）

3 番（熊倉 睦委員）

はい、分かりました。ありがとうございます。

議長（野崎会長）

6 番、坂井委員。

6 番（坂井浩行委員）

6 番、坂井です。ここに至る過程の間で、こちらで見て、あとアンケート調査などして意向調査して、所有者のほうから外してくれと言われて出てくるんですか。それとも農業委員会、うちのほうで見て、ああ、この土地はもう、農地パトロールの間で、ここはもう駄目だなと思ってここへ出てくるものか、どちらなのでしょう。

事務局（阿部事務局長）

本件につきましては、所有者から非農地判断の申請が出ているものでございます。

6 番（坂井浩行委員）

それは、意向調査等のやり取りがあってからのものですか。

事務局（阿部事務局長）

意向調査をかけてからの土地ではございません。

議長（野崎会長）

はい。

3 番（熊倉 睦委員）

その土地は、土地改良の除外地になったところですか。中山間地じゃなくて、日本型直接支払の見直しになった部分の土地なのか、それはなっていない土地なのか。であれば、その集落の助成金もらっている関係もあるかと思うんですけど。

事務局（阿部事務局長）

確認しました。そういった関係は全くもらっていない土地ということです。

3 番（熊倉 睦委員）

問題ない土地。

事務局（阿部事務局長）

はい。

3 番（熊倉 睦委員）

じゃ、最初からそれはもう中に入っていないということですか。

事務局（阿部事務局長）

そうです。

3 番（熊倉 睦委員）

分かりました。

議長（野崎会長）

ほかにございせんか。

御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第 4 号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するに御異議ございせんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第 5 号『農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

議第 5 号『農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見について』御説明いたします。

今回、三条市長から意見照会のありました案件は、下田地区の重要変更 2 件であります。

8 ページを御覧願います。

1 番は、申請者、〇〇〇〇さんの案件であります。位置につきましては、9 ページの変更箇所詳細図を御覧ください。申請土地は、島川原 331 番 1 で、登記地目は畑、現況地目は畑で、合計面積 103 平米であります。変更理由は、現在申請地は申請人が居住する住宅と市道との間に位置し、既存住宅と一体利用し、車庫を建設したいものであります。施設の概要は、車庫 1 棟となっております。

2 番は、申請者、〇〇〇〇さんの案件であります。位置につきましては、10 ページの変更箇所詳細図を御覧ください。申請土地は、下大浦 1285 番 1 ほか 1 筆、合計 2 筆で、登記地目は畑、現況地目も畑で、合計面積 219 平米であります。変更理由は、現在申請者は申請地に隣接する住宅地に 3 世代同居により暮らしておりますが、結婚により家族が増え、現住居が手狭となることから、祖父所有の申請地に住宅を建設したいとするものであります。位置選定に当たり、両親、祖父母と同一世帯として今後もこの地に居を構え、農業を継続していくことから、他に代替する土地がなく、当該地を選定されたものであります。施設の概要は、住宅 1 棟となっております。

以上、2 件であります。説明を終わらせていただきます。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても、質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

9 番、佐藤秀樹委員。

第1調査部会長（9番佐藤秀樹委員）

議第5号『農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見について』は、下田地区で件数2件、面積322平米で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、全件変更やむを得ないものと認めるという意見であります。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願いたいと思います。

しばらくにして御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第5号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

第1調査部会長は自席へお戻りください。大変御苦労さまでした。

議長（野崎会長）

以上で議事が終わりましたので、報告事項に移ります。

報第1号につきましては、ただいま議事の中で報告いただいておりますので、省略いたします。

それでは、報第2号『農政対策部会の結果報告について』、農政対策部会長より報告をお願いします。

農政対策部会長は、栗原代理の隣に着席願います。

3番、熊倉睦委員。

農政対策部会長（3番熊倉 睦委員）

皆さん、長時間にわたり大変御苦労さまです。農政対策部会は、8月25日午後1時30分から厚生福祉会館第2集会室において、野崎会長、栗原代理の出席を得まして開催いたしました。

議題は、7月30日の開催、農業委員会総会で継続審議となりました下限面積の設定について、あっせん基準の見直しについてであります。

まず、下限面積の設定について報告いたします。面積については、空き家に附属した農地を取得する場合、1アール以上、それ以外の農地を取得する場合は30アール以上とすることにしました。また、本日意見をいただいた上で9月の総会議案として提案いたしますので、意見集積をしたいところです。なお、農地の具体的な取扱いについては、農政対策部会の資料を配布してありますので、御覧ください。

次に、あっせん基準の見直しについてありますが、三条地域と栄地域の立地や耕作

条件があまり変わらないことから、三条地域及び栄地域の基準面積を 160 アールにしてはどうかという意見がありましたので、そのように農政対策部会では決めさせていただきました。

また、議題はまだまだいっぱいあると思いますが、この耕作放棄地の判断基準を設けてはどうかという意見もありましたが、今後他の農業委員会の事例等を研究し、農政対策部会案を示したいと思っておりますので、報告とさせていただきます。

また、このままこれで決定ということではありませんので、今日皆さんから意見がありましたらまた参考にしたいと思っております。それで変わらなければ9月の議案として上げたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

報告は以上です。どうもありがとうございました。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、事務局から補足説明があればお願いします。

事務局（阿部事務局長）

それでは、補足説明をさせていただきます。

本日、報第2号参考資料を配付いたしました。農政対策部会においてお示した資料でございます。4ページをお願いします。空き家に附属した農地の別段面積の取扱い基準でございます。用語の定義や適用条件、様式等を定める案でございます。これらの運用等を簡潔にまとめたものを1ページのマニュアル案といたしました。7月総会において一定の基準、マニュアル等が必要ではないかとの意見がありましたので、参考にしていいただければと思います。また、総会におきまして別段面積引下げ前に新規参入要件の効率的利用や常時従事などのチェック体制が必要、あるいは30アールを50アールに引き下げることで転用目的での取得がやりやすくなるとの御意見をいただきましたが、申請受付時は申請内容についての形式的な審査により、受理せざるを得ません。そこで、新規参入に係る申請時には、これまで以上に丁寧な聞き取りや農パトでの調査、確認のほか、農対での御意見をいただきましたけれども、担当地区の農業委員、推進委員の皆さんの日頃の活動の中でチェックすることにより、これまで以上に目を向けて対応していきたいと考えております。

また、他市の先進事例を聞き取りしましたところ、下限面積を引き下げることで転用目的での所有権移転が増えたことはないとのことから、実態としては30と50の差はないものと考えております。また、園芸作物、例えばハーブやブルーベリーの栽培を始めたいとの相談をされるケースがあります。転用に対する不安よりも、園芸等で新規参入される方の期待のほうが大きいものと思っているところでございます。そうした新規参入者への門戸を広げることにともなうと期待しているところです。3反に下げることで作付の配分もかかって、農業をやっていけるのかとの心配の声もありましたが、半農半Xの経営形態もありますので、やっていけるかどうかは本人の意欲次第で可能ではないかなと考えております。

また、後段にありましたあっせんに係る基準面積につきましては、あっせん事業実施要綱の運用について国から示されており、基準を変更する場合、県知事の認定が必要になることから、引下げについての考え方を県へ打診しております。引き続き調査検討をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

補足説明は以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、報告の中で御質問がございましたら御発言をいただきたいと思います。

坂井委員。

6 番（坂井浩行委員）

6 番、坂井です。今回この引下げで対象となるもの、空き家バンクが下がるわけですね。そういうのが対象。そのほかにも対象になるんですか。そこに移住じゃなくてもそういうことができるようになるんですか。

事務局（阿部事務局長）

移住を伴わない、要は空き家バンクからそこにまで移住しないケースでいえば、そこで農業に参入したいとすれば 30 アールに引き下げましょうという考え方です。

6 番（坂井浩行委員）

全然農家でない方が、そこへ住んでいないんですが、よそにいて、先ほど言ったようなハーブとか何かを下田の地域の農地を得てやりたいとかいう場合は、30 アールじゃないと駄目ということなんですね。

事務局（阿部事務局長）

そうです。

6 番（坂井浩行委員）

はい、ありがとうございます。

議長（野崎会長）

ほかにございませんか。

御発言がないようですので、お諮りをいたします。報第 2 号『農政対策部会の結果報告について』終了いたしますが、部会長からの報告にありましたように、継続審議となっております別段面積の設定については 9 月総会におきまして提案し、結論を出したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

農政対策部会長は、自席へお戻りください。どうも御苦労さまでした。

農政対策部会長（3 番熊倉 睦委員）

どうもありがとうございました。

議長（野崎会長）

続きまして、報第 3 号から報第 6 号まで、続けて事務局より報告願います。

事務局（阿部事務局長）

（別添報告書により説明）

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

ただいまの報告の中で御質問がございましたら、御発言を願いたいと思います。

18 番、田邊委員。

18 番（田邊敦子委員）

18 番、田邊です。作付変更届、報第 5 号の 2 件、3 筆の合計が、「3,170 平米」だったんですけれども、「3,176」の間違いではないかなと思いますので、数字の確認をお願いします。

事務局（阿部事務局長）

失礼いたしました。合計すると「3,176」になります。訂正させていただきます。よろしく願いいたします。

議長（野崎会長）

ほかにございませんか。

御発言がないようですので、報告事項を終わります。

議長（野崎会長）

続きまして、来月の調査部会開催案内をお願いいたします。

第 2 調査部会長代理、17 番、佐藤裕雄委員。

第 2 調査部会長代理（17 番佐藤裕雄委員）

来月は、第 2 調査部会の当番でございます。9 月 27 日午前 9 時より厚生会館第 2 集會室で開催いたしますので、関係委員は出席をお願いします。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

なお、来月の総会は、30 日午前 9 時半開会を予定しております。よろしく願いいたします。

それでは、長時間にわたって御審議いただきましてありがとうございました。

以上をもちまして定例総会を閉会いたします。

午前 10 時 52 分 閉会

会議の顚末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名する。

三 条 市 農 業 委 員 会 会 長

議事録署名委員（ 5 番）

議事録署名委員（ 1 5 番）
